

介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス(現行相当) サービスコード表(R6.4～) (暫定)

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

サービスコード	サービス内容(略称)	算定項目		合成 単位数	算定 単位数
種類	項目				
A2	1121 訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1,176 1月
A2	2121 訪問型独自サービス11日割			日割りの場合	39 1日
A2	1221 訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合		2,349 1月
A2	2221 訪問型独自サービス12日割			日割りの場合	77 1日
A2	1331 訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合		3,727 1月
A2	2331 訪問型独自サービス13日割			日割りの場合	123 1日
A2	2421 訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287 1回
A2	2521 訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合		179
A2	2631 訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合		220
A2	1421 訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163
A2	C221 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		-12 1月
A2	C230 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割りの場合	-1 1日
A2	C222 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合		-23 1月
A2	C223 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割りの場合	-1 1日
A2	C224 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		-37 1月
A2	C225 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割りの場合	-1 1日
A2	C226 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		-3 1回
A2	C227 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合		-2
A2	C228 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合		-2
A2	C229 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		-2
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位の 10% 減算		1月
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位の 15% 減算		
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位の 12% 減算		
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位の 15% 加算		1月
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位の 15% 加算		1日
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位の 15% 加算		1回
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域における小規模事業所加算	所定単位の 10% 加算		1月
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位の 10% 加算		1日
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位の 10% 加算		1回
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域に居住する者へのサービス提供加算	所定単位の 5% 加算		1月
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位の 5% 加算		1日
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位の 5% 加算		1回
A2	4011 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200 単位加算	200	1月
A2	4013 訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100
A2	4012 訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200
A2	6112 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化		50	1回
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000		
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000		
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000		
A2	6278 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000		
A2	6279 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000		
A2	6281 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000	

【色分けルール】・水色→新設 ・黄色→変更 ・灰色→廃止